

## 中国税務速報

2016年10月20日

### 1. ストック・オプション及び技術出資の関連所得税政策を完備することに関する通達

財政部 国家税務総局は2016年9月20日に「ストック・オプション及び技術出資の関連所得税政策を完備することに関する通達」(財税〔2016〕101号)を公布しました。

一定の条件を満たす非上場企業の株式オプション、持分オプション、制限付株式と持分奨励(以下、「ストック・オプション」という)に対して課税の繰り延べ税金の繰り延べ政策を実施します。即ち、従業員はストック・オプションを行使したときに課税をせず、当該ストック・オプションを譲渡するときに課税するように変更します。譲渡時に、譲渡収入から取得原価及び取得時に要した合理的な税金費用を控除した差額を、「財産譲渡所得」として20%の税率を適用し、個人所得税を申告・納付します。課税の繰り延べ政策を享受する非上場会社のストック・オプションは以下の条件を同時に満たさなければなりません。

- 国内企業のストック・オプションプランに該当すること；
- オプションプランは企業の董事会或は株主総会により可決されていること；
- オプションの対象物は当該国内企業の株式である；
- オプションの対象物は董事会または株主総会の決定する技術担当者及び高級管理層であること；
- 付与される者は当該株式等を付与日より3年以上、行使日より1年以上保有すること；
- 付与日から行使日までの期間は10年を超えないこと
- 対象会社は『ストック・オプション税収優遇政策制限性業界目録』の対象外であること。

本通達は2016年9月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2275136/content.html>

### 2. ストック・オプション及び技術出資の所得税の徴収管理問題に関する公告

国家税務総局は2016年9月20日に「ストック・オプション及び技術出資の所得税の徴収管理問題に関する公告」(国家税務総局公告2016年第62号)を公布しました。

「公告」の主な内容は下記のとおりです；

#### 1) 個人所得税

- (1) オトック・オプションの付与対象人数は当企業の直近6ヶ月の在職社員平均人数の30%を超えてはならない。
- (2) ストック・オプションは課税の繰り延べ条件を満たさない場合、課税の繰り延べ政策は適用されません。
- (3) 従業員が行使するストック・オプションに対して、適格要件と非適格要件に分けてそれぞれ異なる方針で税金を計算します。
- (4) 適格条件を満たさないストック・オプションについて、実際取得原価と公正な市場価格との差額を「給与所得」として個人所得税を計算・徴収します。
- (5) 備案手続きの所要時間、及び必要な提出材料を明確にしました。
- (6) ストック・オプションを実施する或いは技術成果を取得した企業は個人所得税の源泉徴収義務者となります。

## 2) 企業所得税面

- (1) 上記の政策は帳簿検査徴収を実施する居住者企業だけに適用されることを明確にしました。
- (2) 企業は投資完了後の初回中間申告時に税務機関に「技術成果出資の企業所得税課税の繰り延べ備案表」を提出します。

「公告」は 2016 年 9 月 1 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2278626/content.html>

## 3. 外商投資企業の設立及び変更備案管理暫行弁法

商務部は 2016 年 10 月 8 日に「外商投資企業の設立及び変更備案管理暫行弁法」（中華人民共和國商務部令 2016 年第 3 号）を公布しました。

本弁法に規定する外商投資企業の設立および変更事項については、全て（申請許可より）備案管理に変更します。

- ・外商投資企業の基本情報変更
- ・外商投資企業投資者基本情報の変更
- ・株式（持分）、合作權益の変更
- ・合併、分割、終了
- ・外資企業資産權益の抵当譲渡など

設立の場合営業許可証を発行してから 30 日以内に、変更の場合は変更事項が発生してから 30 日以内に、総合管理システムを通じて、オンラインで「外商投資企業の設立記録申告表」、または「外商投資企業変更記録申告表」を記入し、その他の書類と同時に提出します。

商務主管部門は外商投資企業及び投資者が本弁法に遵守する状況を監督し、その他の関連部門も商務部門を積極的に協力する必要があります。本弁法は、企業が規定に違反した場合 3 万元以下の罰金を科することができるなど、違約規定も設けました。

当弁法は公布日から実施されます。

<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/bc/201610/20161001404965.shtml>

## 4. 1) 化粧品消費税政策を調整することに関する通達

### 2) 化粧品輸入消費税を調整することに関する通達

財政部 国家税務総局は 2016 年 9 月 30 日に「化粧品消費税政策を調整することに関する通達」（税総函〔2016〕第 455 号）及び「化粧品輸入消費税を調整することに関する通達」（財関税〔2016〕48 号）を公布しました。

一般的な美容、メイクアップ用化粧品に消費税の徴収を取り止めし、「化粧品」という税目名を「高級化粧品」に変更します。徴収対象は高級美容、メイクアップ化粧品、高級スキンケア類化粧品と化粧品セットです。税率は 15% に調整されます。

本通達は 2016 年 10 月 1 日から実施します。

### 3) 化粧品消費税政策を調整することに関する公告

税関総署は 2016 年 10 月 9 日に「化粧品消費税政策を調整することに関する公告」（総署公告〔2016〕55 号）を公布しました。

本公告は輸入貨物の取得者及びその代理者が申告時に通関書をどのように記入するかを規定しました。

本公告は 2016 年 10 月 1 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2279432/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2279484/content.html>

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info822365.htm>

## 5. 「非居住者金融口座の税金情報に対するデューデリジェンス管理弁法（ディスカッションドラフト）」に関する意見募集の国家税務総局の通達

国家税務総局は 2016 年 10 月 14 日に「非居住者金融口座の税金情報に対するデューデリジェンス管理弁法（ディスカッションドラフト）」を公布し、パブリックコメントを募集します。

「管理弁法」は 3 つの表を含む合計で 7 章 43 条あります。主に中国国内金融機関が非居住者口座を識別し、かつ関連情報を収集する原則と手順を規定しました。基本定義に対する解釈、新設口座と既存口座に対する調査手順、調査する必要のない金融機関と金融口座の範囲、金融機関が収集・申告すべきの情報、及び規則に違反した金融機関と顧客に対する処罰措置などが規定されています。

「管理弁法」によると、法に基づき中国国内で設立した金融機関は、以下の時間と要求に従い、本機構で開設された金融口座に対してデューデリジェンスを行い、非居住者口座を識別し、口座関連情報を収集します。

- ・ 2017 年 1 月 1 日から、新設の個人口座と機構口座に対しデューデリジェンスを行います。
- ・ 2017 年 12 月 31 日までに、既存の高残高の個人口座（2016 年 12 月 31 日までに金融口座残高が 600 万円を超えたもの）に対しデューデリジェンスを行います。
- ・ 2018 年 12 月 31 日までに、既存の低残高の個人口座及び全ての既存機構口座に対しデューデリジェンスを行います。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810214/n810606/c2285474/content.html>

## 6. 「中華人民共和国税関調査条例」実施弁法

税関総署は 2016 年 10 月 14 日に「『中華人民共和国税関調査条例』実施弁法」（税関総署令第 230 号）を公布しました。

当該弁法は輸出入貨物と直接関係のある企業、機構の範囲、及び税関が輸出入貨物と直接関係のある企業や機構に対し調査を実施する輸出入活動範囲を規定しました。

輸出入業企業と機構は帳簿や証憑をきちんと保管しなければなりません。税関調査は調査対象の登録地の税関により実施されます。調査対象の登録地が貨物通関申告地或いは輸出入地と一致していない場合、通関申告地や輸出入地の税関により実施される場合もあります。税関調査規定に違反した行為を税関に自発的に文書で報告し、税関の処罰を受ける輸出入企業や機構に対し、税関は当該企業や機構を認定します。

本弁法は 2016 年 11 月 1 日から実施されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info823478.htm>